

## 小規模企業共済制度の改正と様式変更のお知らせ

小規模企業共済法の一部が改正され、以下の制度改正が平成28年4月1日(予定)より実施されます。

### ●手続き関係●

- ・申込金の廃止
- ・掛金月額(減額)の要件廃止
- ・掛金納付月数の通算事由を追加
- ・機構解約の取扱いの緩和

### ●共済金関係●

- ・共済事由の一部見直し
- ・分割共済金の支給回数の増加
- ・共済金を受給できる遺族の範囲の拡大

○ 制度改正日から変更となる申込書等の様式は以下のとおりです。

- ・ 契約申込書
- ・ 掛金月額変更(増額・減額)申込書
- ・ 共済金等請求書

**平成28年4月1日(予定)以降、旧様式は使用できませんので、ご注意ください。**

【制度改正についての問合せ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL 050-5541-7171